

返戻金制度について

当社の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合、または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料のうち以下の割合で計算された金額を返戻する制度があります。

1. 入社後3か月未満に退職した場合は100%に相当する金額

許可番号 04-ユ-300279

事務所の名称及び所在地 株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング
仙台市青葉区一番町2丁目1-1